


空き家と一緒に農地を「売りたい/貸したい」「買いたい/貸りたい」方へ

これまで「空き家バンク登録物件に付随した 30 アール (3,000 m²) 未満の農地」を空き家と共に取得する場合は、別途、農地法第 3 条による下限面積 (別段の面積) 要件を 1 アール (100 m²) まで引き下げる手続きが必要でしたが、農地法第 3 条の面積要件廃止の法律改正があり、令和 5 年 4 月 1 日から廃止となりました。

今後は、「空き家バンク登録物件に付随した 1 アール (100 m²) 以上の農地」を空き家と共に取得する場合は、恵那市農業委員会へ農地法第 3 条の許可申請の手続きを行うのみとなります。

【手続きのながれ】

- 
- ① 農地法第 3 条 許可申請書 (※ 1) を農業委員会へ提出 (農地所有者 + 取得希望者)
 - ② 農業委員会総会において許可の可否を審議し、許可書を発行 (農業委員会)

● ※ 1 空き家に付随した農地を取得する場合の農地法第 3 条許可時の条件

- ・ 農地のすべてを効率的に利用して耕作すること
- ・ どのように農業をするのか営農計画書を作成し提出すること
- ・ 取得後の農地面積の合計が 1 アールを超えること
- ・ 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと



【農地取得の必要書類】

- ・ 通常の農地法第 3 条許可申請書

《お問い合わせ》

- ◎ 空き家に付随した農地に関すること

恵那市農業委員会 Tel 0573 - 26 - 2111

- ・ 詳細 窓口又は恵那市HP

<http://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/nogyoinkaijimukyoku/index.html>

- ◎ 空き家バンクに関すること

恵那市くらしビジネスサポートセンター (恵那市移住定住推進室) Tel 0573 - 26 - 2266

- ・ 詳細 窓口又は恵那市HP

<http://www.city.ena.lg.jp/soshikiichiran/machidukurikaku/chiikishinkoka/1/9/1/1494.html>